雨竜川ダム環境検討委員会規約

（名称）

第１条

本会は「雨竜川ダム環境検討委員会」（以下、「委員会」）と称する。

（目的）

第２条

委員会は、国土交通省北海道開発局が実施している「雨竜川ダム再生事業」による環境影響評価について、予測及び評価を行うとともに環境の保全のための措置に対して助言、指導を行うものである。

（委員会）

第３条

1. 委員会の構成は別表－１に掲げるとおりとし、札幌開発建設部長が委嘱する。
2. 委員会には、会務を統括するために委員長を置き、委員長は委員間の互選により選任する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
4. 委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（議事等）

第４条

1. 委員会は委員長を含む委員の１／２以上の出席を持って成立する。
2. 委員会の議事は、原則公開するものとするが、公開することが環境保全上問題がある場合は、当該部分を公開しない。
3. 委員会の結果は、事務局が審議内容に関する議事録（案）を取りまとめ、委員会の了承（確認）を得た上で、雨竜川ダム建設事業所ホームページ上で公開する。

（事務局）

第５条

1. 委員会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所とする。
2. 事務局は、委員会の運営に必要な事務を処理する。

（雑則）

第６条

　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（附則）

　この規約は、令和５年１０月１７日から施行する。